

## 第5回茨城県保健所再編検討懇話会 議事録

日時 平成31年2月21日(木) 18:00~19:00

場所 茨城県庁9階 901会議室

○石橋課長

それでは、定刻となりましたので、ただいまから、第5回茨城県保健所再編検討懇話会を開催いたします。

【事務局から、委員変更の報告、出席者確認、資料確認】(省略)

○磯会長

それでは、次第に従いまして進めていきたいと思っております。

今回の議事は、本懇話会としての意見書についてです。今までの議論を踏まえまして、意見書案を事務局が作成しましたので、これをもとに議論していただきたいと思っております。

なお、本日でおおむね意見が集約されれば、今回をもって懇話会を終了とし、集約されない場合はもう1回懇話会を開きたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それではまず初めに、事務局から説明をお願いします。

【事務局から資料1、2により説明】(省略)

○山本副参事

資料の説明は以上でございます。なお、保健所再編の実施時期につきまして、資料はございませんが、ご報告させていただきます。

保健所再編の実施時期につきましては、当初、昨年5月21日に開催いたしました第2回懇話会におきまして、平成31年4月という案をお示したところですが、その後、より丁寧な説明、議論を行うべきとしまして、7月13日に開催いたしました第3回懇話会におきまして、平成31年度内へと見直しをしたところでございます。今般、この再編の実施時期の案をより具体的に、本年11月1日としたいと考えております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○磯会長

事務局から丁寧に説明がありました。委員の皆様方から、ご意見をお受けしたいと思っております。どうぞ、活発なご意見をよろしくお願い申し上げます。

特にここの部分は少し足りないとか、手元の資料2にありますような意見について、事務局のほうでできるだけカバーするような形でまとめられたという印象がありますが、それぞれの委員からご意見をいただきたいと思っております。

はい、どうぞ根本委員。

○根本委員

今まで出た意見をまとめていただいたのですが、ただ、一つ気になるところといたしまして、市町村への権限移譲だとか、それから電子申請の受付、その前の権限移譲も果たして皆さん全部受け入れてくれるのか、それともなくなるところなのか、全市町村なのかということも、ちょっと気になったところでございます。

代替組織の設置ということでは、出張所的なぐあい、この規模もまたあるのかなと思っておりますが、わかるところを教えていただければ大変ありがたい、よろしくお願い申し上げます。

○磯会長

事務局のほう、2点ありましたが。

○山本副参事

お答えいたします。まず、権限移譲についてですが、対象としては、全市町村に働きかけをしていきたいと思っております。それから、郵送や電子申請の拡充につきましても、統合される地域だけではなくて、全県的に進めてまいりたいと考えております。

○石橋課長

もう1点、代替組織の人数、規模ですけれども、これからの作業になると思いますが、いわゆる支所ということで、今の保健所よりは規模はちょっと小さくなると思います。人数については、まだはっきりはわかりません。

○磯会長

ほかにございますか。

はい、どうぞ川島委員。

○川島委員

生活衛生営業指導センターの川島でございます。今までのいろいろな意見を盛り込んでいただいた案だと思っておりますが、1点だけ確認です。この代替組織という、新たに支所になるのかと思っておりますが、ここは、市町村への権限移譲などを除けば、おおむね現在の保健所の業務は行うというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○石橋課長

そのとおりでございます。基本的には今までと変わらない、通常の各種相談、あるいは申請の受付業務、そういったものをいわゆる支所的なところでもやっというふうなつもりでおります。

○川島委員

ありがとうございます。4ページのところに「対人保健分野について」と特別に記載されていたので、対物保健分野については行うのかどうかをお尋ねいたしました。

○石橋課長

ちょっと説明を補足しますと、対物でも、いわゆる立ち入りみたいなものは本所でやって、受付などは支所のようところでやるということになります。

○川島委員

ありがとうございます。

○磯会長

それについて、何かこの文章の中に入れなくてよろしいですか。要するに、機能の中に申請受付のところがありますね。5ページの上のところ。そこは、最初の段落は対人保健分野でということを書いてありますが、受付業務事務があるといったところに、対人及び対物とか、そういう対物も含まれるというような。

○山本副参事

4ページ目のアのところにあるのですが、2つ目の白マルで、「住民直接の相手方である対人保健分野について」と、ここを気にされたかなと思いますが、修文させていただくとして、「対人保健分野はもとより、対物保健分野についてもなるべく幅広く」とか、そういった方向でよろしいでしょうか。

○磯会長

できるだけ、そういう内容を入れていただければと思います。

川島委員さん、そういう方向でよろしいですか。

○川島委員

そうしていただくと非常にありがたいと思います。

○磯会長

どうぞ。

○森永委員

第4回懇話会で権限移譲の方法について記載があったわけですが、これを11月まで全ての市町村に可能なのちちょっと聞きたいんですが。

○山本副参事

お答えいたします。実は権限移譲については、説明会を昨年12月に市町村向けに開催しております。それが最初の説明会で、一番早く移譲を受けていただくとすればこの再編と同時にということをお願いしておりますが、

権限移譲というのは何も保健所の分野の業務だけではございませんで、従前からお願いして、手を挙げていただければ受けてもらうというような事務が他の行政分野でも沢山ございます。それと同様に、その再編の時期に移譲できないかというのを、一つ働きかけとしてさせていただいているのですが、その後は毎年度、新たに手を挙げていただけないかというのは継続してまいろうと考えております。

○森永委員

わかりました。第4回の資料を見させていただいていますが、これを見ていますと、（第4回資料2、9ページの）1から6まで移譲に対する措置をしなければならないということ、これは、その中でなかなか11月1日までに全44市町村をしっかりと把握するのは難しいのかなと単純に考えたものですから、ご質問させていただきました。

それから、もう一つ、代替組織の問題で、4ページになりますが、「平日週5日、約8時間」となっていて、この「約」というのはどういうことですか。普通、保健所という形で、支所であろうが、約というのではないのかなと単純に考えたものですから、ちょっと申しわけございません。

○山本副参事

普通の役所の開設時間と同じという意味でして、本県で言えば8時半から5時15分までということですよ。

○森永委員

わかりました。

○石橋課長

正確に言えば7時間45分が今の勤務時間になっているものですよ、そういうことで「約8時間」と表現しております。

○森永委員

わかりました。人がいなければちょっと早目に終わっちゃうのかなとか、そういうことを考えたものですよ、ありがとうございました。

○磯会長

そこを7時間45分にしますか。特によろしいですか。

○森永委員

結構です。皆さんがそれでよろしければ。ただ、権限移譲したときに、保健所ではなくて支所みたいな形になったときに、その時間を少し融通されちゃうのかなと懸念がありましたので、すみません。

○磯会長

そこは、前の文章で「通常の行政機関と同様」と書いてありますから、これは同様というのか、同じなのか、どちらでしょうか。

○石橋課長

同じという意味です。

○磯会長

では、「同じ」と書いたほうが正確かもしれませんね。では、「同じ」でよろしいですか。

○石橋課長

はい。

○磯会長

「同じ開設日・開設時間」という形で、そうすると誤解はなくなりますよね。

○大谷委員

すみません、この関係だけちょっと。今、7時間45分というお話がありましたけれども、勤務時間は確かに7時間45分ですが、昼休み時間1時間を抜いているので開設時間は「8時間45分（昼休み除く）」と思ったんですよ。そのあたりは、逆に時間を書かなくてもいいのかなと思ったのですが、文言についてはお任せします。

○石橋課長

基本的な趣旨といたしましては、開設している時間は通常の本所と同じ時間という意味でございますので、表現は後で検討させていただきます。

○磯会長

ほかにありませんか。

はい、どうぞ。

○萩谷委員

食品衛生協会の萩谷でございます。今までと変わらない業務をやっていただけという考えで、大変心強く思っているところでございますが、念を押してくれと言われたのは、水質検査、検便等についても今までと同じように支所のほうで受付してくれる、それから営業の申請の手続とか、そういうのも今までどおりにしてくれるのかということ、常陸大宮市とか大子町の人たちが心配していましたので、その辺ちょっと確認をしておいてくれと言われたものですから、ちょっと確認させていただきたいと思います。

○石橋課長

いわゆる申請ということでの受付業務は、

○萩谷委員

申請と、それから水質検査、それと検便ですね。

○石橋課長

その受付については、いわゆる代替組織のところ。

○萩谷委員

同じだよ。

○石橋課長

同じです。

○萩谷委員

やってもらえればいいんですが。

○石橋課長

最終的な処理となると、本所とかそういうのは出てくるとは思います。

○萩谷委員

そこへ持って行ったらやってもらえれば、その後本所へ行こうがどこへ行こうが構わないんですが。

○石橋課長

それは今までどおりでございます。

○萩谷委員

ありがとうございました。

○磯会長

受付は支所でやるということですね。

ほかにございませんか。

○森永委員

何度も申しわけございません。確認なのですが、3ページの水戸周辺地域の問題ですが、水戸市で保健所をつくって、県の保健所が水戸にあるというところで、これは県民が迷うところはないのか。この間もちょっとお話をさせていただきましたが、それについてはこれではちょっとわかりにくいので、そのあたりを説明いただければありがたいなと思います。

○石橋課長

水戸市の保健所については、今、水戸市の保健センターの脇に建築しているところでございます。それは水戸市の笠原町という所でございまして、それは今の県の水戸保健所と同じ敷地のところなんです。今の水戸保健所と、新たにつくる水戸市の保健所、ほぼ同じようなところにつくられるということでございます。その役割が、水戸市が保健所をつくりましたら、その辺につきましてはその後周知の部分になってくると思いますが、それは広報関係でいろいろやっていきたいと思っています。

○磯会長

森永委員の懸念は、どちらに行ったらいいかわからないからという、そういった周知をしっかりとということ。

○森永委員

いわゆる二次医療圏の中で県の水戸保健所が入りますよね。それと、水戸市の保健所の役割の違いとか、そういうところは県民、市民にしっかりと説明していただけるということで理解してよろしいんですかね。

○山本副参事

周知に努めてまいります。

○吉添次長兼医療局長

水戸市の区域の業務については水戸市でやる。ただ、水戸医療圏としての業務、地域医療構想調整会議、そうしたものについては県の水戸保健所がやっていくということを、きちんと周知をしていきたいと考えております。

○磯会長

よろしいでしょうか。

ほかにありませんか。

○今関委員

4回のお話し合いの中身をいろいろもんでいただきまして、まことにありがとうございます。一つ、市町村の権限移譲のことで、もしできればなということでお話を申し上げたいと思いますが、先ほども根本委員さんからお話でしたが、権限移譲全部が果たしてすぐに受けられるのかという話、私ども各市町村さんにお話を聞いてみると、すぐに受けるところもあるでしょうし、なかなか職員もいない、専門性もなかなか難しいので少し時間が欲しいよということもあるわけでございます。ベストは11月から全部ができるのが一番よろしいのですが、それができないということで、ここに、権限移譲に向け円滑に行えるようにということで幾つかのことが、マニュアルづくりとか、説明会とか、実務研修等々書いていただいて非常にありがとうございます。

さらに、これ書いてくださいとはなかなか言いにくいのですが、例えば権限移譲ができるまでの間、市町村の窓口で特定の期間だけ、例えば指定難病、年に1回ある特定の時期にいっぱい持ってこられると思いますが、そういうときだけ、例えば週に1回程度、市役所とか町村役場に保健所の職員さんを出張で派遣するなどという案だとか、または、権限移譲はどうしてもその専門性が非常に不安だという市町村の方々のご意見が聞こえてきますものですから、例えば県の保健所の職員さんといいますか、保健師さんとか薬剤師さんなどと市町村の職員の人事交流、対等交流などをやって、お互いに仕事の中身について市町村の方々に覚えてもらうような、そういう手だてなども、もし書き込むことが可能であれば、ここに一つの手段として入れていただけるとありがたいなと思っております。

○磯会長

今のご意見ですが、その次のパラグラフのところ、「その際、市町村への業務引継が円滑に行える」以降の中に、今関委員のご意見としてどういった文言を入れたらいいでしょうか。

○今関委員

例えば、「市町村における臨時窓口の設置」とか。

○磯会長

誰か保健所の職員が行ってということですね。

○今関委員

そうですね。あとは、権限移譲等を円滑に進める上で、事前に、権限移譲の前に県職員と市町村の職員の人事交流というのでしょうか、交流して勉強し合うとか。

○磯会長

説明会の開催だけでは少し……。

○今関委員

何か不安なかなということでございます。

○木庭部長

具体的に臨時の窓口とかそのあたりは、やっていく中で、そういう対応がどうしても必要だとなったときに、市町村とよく協議をして、例外的にやるとかそういったことは考えられるかもしれませんが、ここでは、この書きぶり、あるいは場合によっては、先ほどのその際という段落のところで、「実務研修の受入など、市町村と

も協議を深めながら」とか、ちょっとそのあたりで検討させていただければなど考えております。

○今関委員

よろしく願いいたします。

○磯会長

そういう意味では、その際に云々の最後の、第2パラグラフですが、「環境づくりにも配慮されたい」と書いてありますが、「も」は要らないような気がしますね。「環境づくりに配慮されたい」、少し強調させる意味合いがよろしいですかね。「も」を取る。

○事務局

はい、承知いたしました。

○磯会長

ほかにありませんか。

はい、どうぞ。

○諸岡副会長

5ページの下から3行目ですが、私、現在あちこち行っているんですが、いつも気になるのは、保健所の庁舎の老朽化ですよ。いつも見ているのですが、本当に老朽がすごいという保健所があちこちあって、これがどうなのか含めて、これからいわゆる保健所の本庁と支所というか、代替の組織になると思いますが、この老朽化に関しましては、耐震構造も含めて、現状と今後の課題がどうなのかを含めて、そのあたりもきちんとやっておかないと、保健所の安心化というのは、耐震化とか、震災のことも含めて大事だと思いますが、そのあたりいかがでしょうか。

○吉添次長兼医療局長

耐震のほうは、今のところ大丈夫なのですが、この5ページの最後の括弧のところに書いてございますが、今後、二次医療圏の見直しとか、そういう状況になった場合に、現在の庁舎の位置している場所が適当なのかどうか、建て替えるのかとかそういう課題が出てくるとしますので、その際には、場所が適当か、建物をどうするのか、議論をしていきたいと考えております。

○諸岡副会長

水戸市は、今度水戸市保健所ができて、そこで水戸保健所から水戸市の管轄が離れるということですが、これは水戸市マターだと思えますが、これいつも言っているんですが、水戸市保健所の内部のことはよく我々にもわかってないというか、状況は、スムーズに移行できるのかどうか、そのあたり水戸市のドクターも心配しているということがあるので、水戸市のことは水戸市でやれということなのでしょうが、県のほうでもし何か情報があったら教えてほしいのですが、いかがですか。

○土井水戸保健所長

水戸保健所の土井でございます。水戸市の保健所は平成32年の4月から開設されるということで、十分な引継のみならず、実務研修を受けていたり、あるいはさまざまな事務移行に伴っての問題点を抽出しているところでありまして、これから少しずつ改善されていくのではないかなというふうには期待しております。いずれにしても、月に何回か担当者を含めて話し合いを続けているところです。

○諸岡副会長

スムーズな引継ができることを我々は願っていますので、よろしく願いします。

○磯会長

ほかにございませんか。

大谷委員、何か。

○大谷委員

さまざまな意見が出たものを、かなりコンパクトに、しかし、ほぼ全ての意見を網羅する形でまとめてくださって、特段私のほうからこの文言に関して申し上げることはございません。

ここに反映する必要はないですが、最終的な形としてどうお考えなのかというのをちょっと確認したいのが1点だけありまして、いわゆる支所の体制です。支所長さんは医師でなくていいと思いますが、その場合どうい

方を充てる想定なのかというのと、それから支所長さんが医師でない場合には、本所の保健所長さんというのは支所に行くことが想定されているのかどうか。そのあたりの意思決定機構のあり方について、ちょっとお伺いできればと思います。

○磯会長

いかがでしょうか。

○吉添次長兼医療局長

基本的には支所になりますから、例えば名称はこれから決めるわけですが、常陸大宮保健所であればひたちなか保健所大宮支所というような形になると思いますので、基本は、保健所長さんは医師1人がいて、支所の部分の意思決定はするということになります。必要に応じては、多分機会はあるかと思っておりますので、今、生じています兼務のような体制ではないと考えております。

○磯会長

運営とかそういう人事の交流といいますか、要するに、どのぐらいのタイムラインで本所と支所との間で人を交流させるかということは、支所長は事務方だと思いますし、ただ、こういった運営のときに、今後、課長補佐にもし医師の人が来たときに、時々、週に1回とか必要に応じて、そういった支所にもある程度顔を出すような形をしたり、あと専門職の人がずっと固定しないように、やはりモチベーションが下がってくる、それは事務職も同じですが、やはり固定しないような形で1年とか半年とか、そういったところでうまく運営していくということは非常に重要かと思っております。

そういう意味で、ちょっと私が気になったのは、4ページのところの再編案、どこに文言を入れるかですが、「なお、具体的な組織体制については」と、組織体制はこれでいいと思いますが、組織体制、あとは運営とか人材の配置、今、大谷委員がおっしゃったような意味合いのところは、少し工夫してほしいということを我々も感じますので、入れるならば、この後で、機能強化と専門性の確保、技術職員の人材育成ということが求められているので、なるべく固定化しないように、いろいろな経験を持ちながらまたこの本所と行き来をします。

あとは、支所長がどういう方がなって、どのぐらいの期間いらっしゃって、またそちらの期間を本所に戻るかどうか、そういったところも含めて工夫といいますか、運用上の工夫については、体制だけではなくて、体制の中に全部入ってしまうかもしれませんが、一旦固定した組織にしてしまうと、職員のやる気とかモチベーションが下がってきってしまうという嫌いも出てくるかもしれませんので、その辺は少し文言を工夫していただきたいと思いますが、それについていかがですか。

多分、県のほうも、その辺りは十分これまでの経験から、そういう懸念があるということはわかっていらっしゃると思いますが、ある程度そういったことも踏まえて組織体制というところを表現していただきたいと思っております。

○石橋課長

今、議長からありましたように、いわゆる運営と人員配置、さらには勤務のあり方みたいなものを、柔軟には考えていきたいと思っております。

○磯会長

どこかに書いてありますか。

○石橋課長

修正案としましては、「柔軟な運営に配慮」というような言葉を入れていきたいと考えています。

○磯会長

どのあたりに入れるのですか。

○石橋課長

最後の行の「人材育成が求められている点を十分踏まえた上で」、その後ですかね。「柔軟な運営にも配慮して決定する」と。

○磯会長

柔軟な運営、運営の中には人事の配置等も。

○石橋課長

人事配置、勤務のあり方とか、先ほどありましたそういうのを。

○磯会長

よろしいでしょうか。

ほかにありませんか。

○戸井田委員

再編の検討懇話会の皆様には、これまでの長きにわたりまして、本当に慎重なご審議いただいていることに、改めて感謝と敬意を申し上げます。

再編問題に関しましては、私ども議会としましては、各党派、また各地域の選出の県議によっては保健所がなくなってしまうたり、さまざまな地域の問題を抱えておるわけでありまして。この意見書を見させていただきまして、私は、網羅されているもので、この意見書を出すことに対しては反対ではないのですが、私ども今度は議会に条例が出されてくるわけでありまして。また、今日も手前ども自民党の政務調査会等々でも閣議にこの問題は審議しなければならないということでございますので、こちらの意見書を出すことに関して私は反対ではないですが、今度新たに審議をする委員長の立場でございますから、ぜひともその辺りを踏まえていただいて、私はこれには反対ではありませんので、どうかお願いしたいと思っております。

これ先ほどははっきり言いませんでしたが、何月に条例案を上程する考えなのか。さっきちょっと曖昧に12月1日にやりたいというような話が出ましたが、ちょっとそこだけは確認しておきたい。

○吉添次長兼医療局長

11月1日に再編を実施したいと考えていますので、事務局の案としては、第2回定例会に管轄の変更などの条例を提案したいと考えております。

○戸井田委員

事務局案としては、この意見書を踏まえて、第2回定例会ですから、6月に上程される予定だということでございますので、私どもも議論に議論を尽くさなければなりませんので、何度も言いますが、意見書の案を出すことに反対ではありませんが、私ども、立場上、議会審議を重ねていかななくてはなりませんので、その点配慮いただいて、会長のほうでお含みをいただいて、意見集約していただければありがたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○磯会長

ほかに全体としてご意見等ございますでしょうか。

どうぞ。

○森永委員

何回も申しわけございません、非常に細かいところで申しわけないのですが、5ページのテレビ会議システム導入がありますが、これは定期的に行うのか、何か起こったときにテレビ会議を行うのか、その辺りをちょっと明記していただければありがたいかなと。

○山本副参事

お答えいたします。テレビ会議システム、システムを入れるのですが、これは随時使えるような準備はしておきまして、住民の方が何か相談に来て、支所だけでは答え切れないようなご質問があったときに、随時本所につないで、本所の職員からも顔を見ながら会話ができるというものをイメージしております。

○森永委員

ありがとうございます。僕の考え方はちょっと違って、いわゆる定期的に本所と支所との、定期的な打ち合わせというか、これからのシステムを向上させるための会議を開くのかなと思ったのですが、そういうことではなくて、県民の要望に対する、何か相談があったときにテレビを使うということで、会議ではないのですね。

○山本副参事

ここに書いてあるのは会議ではないですが、もちろん会議のほうもできるようなシステムも、今、試行段階ですが、県庁と保健所の間でもそういったシステムを入れて、試行を始めておりますので、そういったことも可能です。

○森永委員



わかりました。細かい点ですみません。

○磯会長

そのときに会議システムを活用すると。活用するという意味では、今、随時、必要に応じてということですが、積極的に活用すると。何かその活用するということに、ちょっと強めの言葉を入れましょうか。「積極的に活用する」とか、システムを積極的に活用する、何かあったときだけではなくて。よろしいですか。

ほかにございますか、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。今、さまざまな委員のご意見を伺いまして、細かい点の修正については、最終的な文言については事務局と私のほうで確認、一任させていただきたいと思いますが、その上で意見書を取りまとめたと思います。いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

○（各委員）

異議なし。

○磯会長

ありがとうございます。それでは、以上で懇話会の議事は全て終了したいと思います。長期間にわたりましてご協力をいただきまして、まことにありがとうございました。

それでは、進行を事務局に移す前に、懇話会の会長として、これまで皆様方、本当に時間を使っただいて、多くのご意見をいただきまして、集約についてご協力いただきまして、改めてお礼申し上げます。ありがとうございました。

それでは、事務局のほうに戻したいと思います。よろしく申し上げます。

○石橋課長

議長、大変ありがとうございました。それでは、意見書につきましては、修正したものを後ほど会長と相談の上、事務局のほうで整理しまして、委員の皆様方に送付させていただきたいと思います。

それでは、これまで長期間にわたりご審議いただきました当懇話会を終了させていただきます。

最後に、閉会に当たりまして、懇話会の委員の皆様方に木庭部長よりご挨拶を申し上げたいと思います。

○木庭保健福祉部長

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、昨年4月に第1回を開催させていただきましたから、約1年にわたりまして、本県の地域保健対策の拠点としての保健所のあり方についてさまざまな観点からご意見を賜りまして、まことにありがとうございました。そして、磯会長におかれましては、この意見書の取りまとめということで、会長として労をとっていただきまして、重ねて御礼を申し上げる次第でございます。

昨年は、とりわけ自然災害が多い年でございます。この懇話会におきましても、広島の水害を経験された方から参考人として意見を承りまして、いつ何時自然災害が我が県にもやってくるやもしれない中であって、健康危機管理に際して保健所がしっかりとその機能を発揮できるような体制づくりというのは、待ったなしの課題なのだというのを改めて思った次第でございます。

一方で、本日もございました住民サービスの低下という点につきましては、多くのご懸念の声をいただきました。住民サービスの水準の確保ということですが、この意見書の中にも多くのページを割いて記載をいただいております。テレビ会議システム、あるいは市町村への権限移譲、ICTの活用、それから電子申請・郵送の積極的な活用等々いろいろなご提案をいただきまして、この懇話会でも大変議論を深めていただくことができたかなと感謝を申し上げます。

今後、私ども、この意見書を踏まえて、住民の皆様方の利便性が低下しない、一方でしっかりと県全体としての保健所機能が強化されるような、そのような体制づくりというのをしっかりと検討させていただきたいと考えております。

県民の安心安全を守るという地域保健対策の推進につきましては、この懇話会においてお世話になった皆様にも今後も引き続きご協力、ご指導いただきながら、県としてもしっかりと対応させていただきたいと思っておりますので、引き続きのご指導よろしくお願い申し上げます。どうもありがとうございました。

○石橋課長

以上をもちまして、茨城県保健所再編検討懇話会を終了させていただきます。

長期間にわたりまして、ご審議まことにありがとうございました。本日第5回で終了とさせていただきます。次回はございませんので、よろしくお願ひします。